

令和7年 第1回(3月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和7年 第1回(3月)

篠 栗 町 議 会 臨 時 会

会 期 及 び 議 事 日 程

令和7年第1回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 3月21日(金曜日)

会 期 1日間

閉 会 3月21日(金曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
3	21	金	本 会 議	10時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委 員 会		・付託案件審査
			本 会 議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

令和7年第1回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和7年3月21日(金) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 9番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
- 第6, 議案第25号 財産の取得について
- 第7, 選挙案第3号 粕屋南部消防組合議会議員の選挙について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
24	工事請負変更契約の締結について	総務建設 常任委員会
25	財産の取得について	文教厚生 常任委員会

令和7年 第1回 臨時会 会議録

招集日時 令和7年3月21日 午前10時

招集場所 篠栗町役場議場

招集日の出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
		5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

4番 門 馬 良

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	こ だ も 育 成 課 長	藤 幸 三
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、門馬良議員が体調不良のため欠席届が提出されております。

なお出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和7年第1回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長において、7番、品川静議員、9番、栗須信治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日3月21日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第24号及び議案第25号の2議案でございます。

それでは、議案第24号及び議案第25号を一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和7年第1回臨時会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中御出席賜り誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案第24号、議案第25号の2議案について説明をいたします。

議案第24号は、工事請負変更契約の締結についてであります。

本議案は、庁舎耐震補強及びその他改修工事について、561万6,600円を増額し、総額2億632万2,600円で株式会社コンステックと変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、本工事作業中に補強を要す箇所が確認されたため、工事変更契約を締結し

て実施するものであります。

議案第25号は財産の取得についてであります。

本議案は、小中学校使用教科用図書採択替えに伴う教師用の教科書及び指導書の購入のため、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、小中学校教師用教科書・指導書。契約金額は、1,248万2,223円。契約方法は、随意契約。契約の相手方は、有限会社尾崎堂書店 代表取締役 尾崎雄一であります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第24号及び議案第25号の2議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

それではこの後、引き続き総務建設・文教厚生文教厚生常任委員会を行います。

では、本会議を暫時休止いたします。

休止 午前10時05分

再開 午前11時48分

○議長（古屋 宏治） 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第5、議案第24号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第24号「工事請負変更契約の締結について」本議案は、庁舎の耐震工事及びその他改修工事について、契約金額561万6,600円を増額し、総額2億632万2,600円

とし、株式会社コンステックと変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な変更工事の概要については、庁舎耐震補強及びその他改修工事における庁舎玄関ポーチの石畳部分の取り替えによる変更です。

将来的にさらなる沈下の可能性があるため、抜本的な改善が必要と判断し、工事変更契約を締結し、実施するものです。

当委員会の中で質疑がございましたので、説明いたします。

「変更契約と金額の妥当性は」との質問に対し、「当該業者から見積りを徴収し、財産活用課で積算の国の共通単価表に基づいて算出している。併せて、変更金額は落札率を乗じている」とのことでした。

さらに、「新たに当該工事を別に入札できるのか」との質問に対し、「緊急性を重視している」との説明がありました。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案に原案のとおり可決することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数10、賛成10出席者議員全員賛成で、全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第25号「財産の取得について」本議案は、小・中学校使用教科用図書採択替えに伴う教師用の教科書及び指導書の購入により、財産の取得について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は、授業運営のため。取得する財産は、小・中学校教師用教科書指導書。契約金額は、1,248万2,223円。契約方法は、随意契約。契約の相手方は、福岡県糟屋郡志免町志免1丁目14番5号、有限会社尾崎堂書店 代表取締役 尾崎 友一であります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「教科書は毎年変わるのか」との質問に対し、

「4年に1度改訂である、不足する分については、毎年購入している」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数10人、賛成10人、出席議員全員賛成と認め、よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、選挙案第3号「粕屋南部消防組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

従いまして選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

従いまして、議長が指名することに決定いたしました。

先の全員協議会の場で承認を頂いておりますので、粕屋南部消防組合議会議員に私、古屋を指名いたします。

従いまして、私古屋が、粕屋南部消防組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第1回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時58分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

品川 静

篠栗町議会議員

栗須 信治
